

議案第61号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び北名古屋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年北名古屋市条例第52号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年10月3日提出

北名古屋市長 太田考則

- 1 工 事 名 文化勤労会館屋根外壁等改修工事
- 2 工 事 場 所 北名古屋市法成寺蔵化60番地
- 3 工 事 の 概 要 外壁タイル改修工事 A = 627 m²
- 4 変更契約金額 273,023,300円
(うち取引に係る消費税等24,820,300円)
- 5 今回の変更による増額 20,584,300円
- 6 履 行 期 限 令和6年1月31日
- 7 契約の相手方 愛知県名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 稼農 泰嘉

工事請負契約の変更についての説明書

変更理由

当該改修工事を進めるのにあたり、壁面のタイル改修を行うため実地調査を実施したところ、当初設計時と比べて剥落、浮き、ひび割れ等の劣化が進んでおり、改修が必要であると確認された。また、北側増築部分の外壁タイルも合わせて実地調査したところ、多数のタイルで浮きやひび割れ部分が確認できた。不特定多数の利用者がある当施設に関し、地震発生時の安全性及び施設管理計画の観点から、これらを早急に改修する必要があるため、契約を変更する。